

○浦添市下水道マンホールふたデザイン使用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、浦添市下水道マンホールふたデザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関し必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、本市の下水道事業に対する市民等の理解と関心を高めるとともに、浦添市の魅力発信およびイメージ向上に寄与することを目的とする。

（対象デザイン）

第2条 この要綱の対象となるデザインは、浦添市が管理するマンホールふたのデザインとし、その形状等は別図のとおりとする。

（使用の承認申請等）

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ浦添市下水道マンホールふたデザイン使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1）市が業務に関し使用するとき。
- （2）学校等が教育の目的で使用する時。
- （3）報道機関が報道又は広報の目的で使用する時。
- （4）その他市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の申請を行う際は、使用するデザインの商品・製品等の企画書等を添付するものとする。

（使用承認の制限）

第4条 市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するとき、又はそのおそれがあると認められるときは、使用を承認しないものとする。

- （1）浦添市の信用や品位を傷つけるおそれがあるとき。
- （2）法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
- （3）特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。
- （4）自己の商標又は意匠とする等、独自の権利として独占的に使用されるおそれがあるとき。
- （5）青少年の健全育成に有害な目的に使用されるおそれがあるとき。
- （6）市が特定の商品・サービスなどの推奨や品質保証をしているような誤解を招くおそれがあるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。

(使用の承認等)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、使用を承認することが適當と認めたときは使用承認書(様式第2号)を、不適當と認めたときは使用不承認書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

(使用承認の変更)

第6条 デザインの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、使用承認変更申請書(様式第4号)に変更後の企画書等を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 第5条の規定は前項の場合について準用する。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、デザインの使用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザインの形状、色、縦横の比率等を正しく使用し、改変を行わないこと。

(2) 承認された使用目的以外に用いないこと。

(使用料)

第8条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用の報告)

第9条 使用者は、デザインを使用して作成した製作物が完成した場合は、速やかに使用実績報告書(様式第5号)及び完成品の写真等を市長に提出しなければならない。また、市長から求められた場合には、製作物の一部を提出しなければならない。

(権利設定及び譲渡の禁止)

第10条 使用者は、デザインについて意匠登録等の知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 使用者は、使用の承認に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は転貸してはならない。

(違反等に対する取扱い・承認の取消し)

第 11 条 市長は、使用者がこの要綱に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により使用承認を受けたときは、使用の差止めの請求、必要な指示、又は承認の取消しを行うことができる。

2 市長は、前項の規定による差止請求や承認の取消し等を行った者に対し、製作物の回収等を求めることができる。その際、製作物の回収等に要する費用は当該使用者が負担するものとする。

(責任の制限)

第 12 条 デザインの使用に関し使用者に損害が生じた場合、及び第三者に対して与えた損害又は損失について、浦添市は一切の責任を負わない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

[別紙参照]

様式第 2 号 (第 5 条関係)

[別紙参照]

様式第 3 号 (第 5 条関係)

[別紙参照]

様式第 4 号 (第 6 条関係)

[別紙参照]

様式第 5 号 (第 6 条関係)

[別紙参照]

別図（第 2 条関係）

